



大阪登文会だより

<http://www.culture-h.jp/tohroku-osaka/index.html>

発行: 2019年6月1日

発行者: 大阪府登録文化財所有者の会

大阪市阿倍野区阪南町1-50-25

寺西方 TEL 06-6624-7618

目 次

I 平成30年度大阪府登録文化財所有者の会定例総会（第14回）レポート

第1部 視察会 住吉大社（重要文化財、登録文化財）、池田家住宅（登録文化財）

住吉の長屋（安藤忠雄設計）<参加者45名>

第2部 通常総会（会場 大阪市住吉区「一平」）<参加者43名>

大阪市教育委員会 山本晋次教育長挨拶（代理 文化財保護課 課長 森屋直樹氏）

来賓紹介 愛知県国登録文化財建造物所有者の会 会長 小栗宏次氏

みえ登録有形文化財建造物友の会 会長 大西武夫氏

会長挨拶 大阪府登録文化財所有者の会 寺西興一

議事 H29年度事業経過報告・決算および監査報告

H30年度事業計画・予算、

報告会「住吉大社の文化財について」大阪府教育庁文化財保護課課長補佐 地村邦夫
「美装化事業について」大阪府登録文化財所有者の会事務局長 青山修司

第3部 懇親会（会場 「一平」）<32名参加>

II 住吉大社における文化財について

1. 境内の構成

2. 住吉大社境内の指定文化財

3. 住吉大社境内の登録有形文化財

III 2018年大阪災害についてのアンケート調査の概要

1. 自然災害の概要

(1) 大阪府北部地震

(2) 台風21号

2. アンケート調査の方法

3. アンケート調査の結果

(1) 災害の種類別被害の状況

(2) 地域別被害状況

(3) 被害の内容

(4) 灾害の修理費の負担

(5) 灾害被害者と自治体の関係

(6) 回答者からの自由意見



IV 平成30年度大阪府ヘリテージマネージャー育成講座

V 始めよう、文化財の活用

VI 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業（美装化事業）について

VII あとがき

1 定例総会（第14回）レポート

第1部 観察会

大阪市内で古代から開かれていた住吉大社および周辺の建物の観察を行いました。この地域は、上町台地の西側に位置し、古代には海に臨んでいたということです。

＜住吉大社＞



住吉大社 本宮と拝殿

住吉大社は、全国で2300社ある住吉神社の總本社で、年の初めには、200万人以上の参拝者で賑わいます。

反橋（太鼓橋）手前の絵馬殿で集合し、社務所に移動して、祈禱を授かりました。その後、住吉大社権禪宜（ごんねぎ）の逸見氏の案内により境内の文化財を説明していただきました。住吉大社は、文化財の宝庫ともいわれ、社殿は、本殿が4棟あり、「住吉づくり」と称される古代日本の建築様式で、国宝に指定されて

います。その他にも幣殿、石舞台、高蔵などの建物が重要文化財に指定されています。

また、国の登録有形文化財としては、大正天皇の即位の大礼を記念して大正4年（1915）に建てられた神館があります。これは、皇室が参拝に来られた時に、皇室の神事の式場や休憩のために建築されたもので、中世にあった神館を再現した御殿造で伝統と感じる建物となっています。さらに境内の他の建物についても、最近、国の登録有形文化財として登録され、その数は、全部で35棟になりました。



住吉大社 第一本宮



住吉大社 反橋(太鼓橋)



<池田家住宅>

住吉大社の東参道と旧熊野街道の交差する場所に建つ店舗兼住宅の建物です。現在も住乃江味噌池田屋本舗として、昔ながらの製法で丹精こめて味噌づくりを続けて、風趣豊かな日本の味を守っておられます。元禄年間に酒造業をはじめ、後に味噌醸造を行ったと伝えられています。

建物は明治 25 年(1892)頃の建築と伝えられており、2階に虫籠窓のある重厚な外観で、町家の特徴をよく表しています。内部は、北寄りに通り庭をつくり、その奥に味噌の製造所があります。土間の部分は、店とし、居室部分は、3室構成になっています。

1999 年に登録有形文化財に登録されています。



池田家住宅

<住吉の長屋>

住吉大社のすぐ南の方に著名な建築家 安藤忠雄氏の「住吉の長屋」があります。間口が 2 間弱であり、言わないと通り過ぎてしまうほどです。長屋と名付けられていますが、奥行きが 8 間ほどの細長い長屋の敷地に建てられた鉄筋コンクリート造の一戸建ての建物で、1975 年に建てされました。安藤忠雄氏の出世作といわれており、日本建築学会賞（作品賞）が授与されています。

細長い敷地を 3 等分し、真ん中に中庭を配置するという大胆な発想によって建蔽率が 60%でも、敷地いっぱいに立っているという雰囲気が醸し出されていて、建物の中庭に面し、開放性を求める事ができます。

しかし、「雨の日に 2 階の寝室からトイレに行くのに傘をささなければならない」という有名な話があります。

便利さよりも豊かな空間を求めているというべきなのかもしれません。



住吉の長屋(安藤忠雄設計)

第2部 通常総会

大阪市教育委員会

山本晋次教育長挨拶

平成 30 年度「大阪府登録文化財所有者の会」総会の開会にあたり、大阪市の文化財保護行政を担当するものとして、ひとことご挨拶を申し上げます。

貴「大阪府登録文化財所有者の会」は、平成 17 年に結成されて以来、継続して積極的な活動を展開されておられますことに、まず敬意を表する次第でございます。

設立の目的は、文化財を所有する方がお互いに親睦を深められますとともに、共通の問題点について情報を共有し、さらなる情報発信をおこない、府民が文化財への関心を高める一助とするとしておられます。年度ごとにテーマを定めて問題解決の方策を探るといった活動をされておられますし、近年はヘリテージマネージャーの育成や文化財所有者の方々の意識調査といった、自治体による文化財保護行政の手が行き届かないところを対象としたきめ細かな活動をすすめておられます。

これらの活動内容はきちんとした報告書にまとめられていて、全国的にも注目されていますし、われわれ文化財保護行政を担当するものにとって貴重な手引きとなっています。

文化財を所有することは、所有者の方々にとって誇りとされることではありますが、多くの困難が伴うこともあります。行政の担当者として、少しでも所有者の方々の負担を軽減できるよう、今後とも努力してまいる所存でございます。

貴会の今後のますますの発展をご活躍をお祈りいたしまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

平成 30 年 6 月 3 日

大阪府登録文化財所有者の会 寺西興一会長挨拶

大阪府登録文化財所有者の会 会長を仰せつかりました寺西興一でございます。

先ずは、会を代表して、お忙しいところを本日の第 14 回総会にご出席くださいましたご来賓、会員の皆様方に厚く御礼申し上げます。

皆様方、本年度も、ご支援・ご協力のほどよろしくお願い致します。

第 12 回総会におきまして、それまで 10 年間、当会を先導してこられた畠田会長から別所会長にバトンタッチが行われました。しかし、本年 1 月別所会長が癌を患い 75 歳で他界されました。

本会が、平成 17 年 9 月に別所氏の少彦名神社で設立総会をさせていただいて以来、ご尽力下さいましたことに感謝申し上げます。非常に温厚な方で誰からも慕われ、多くの役職についておられました。まだまだ、活躍していただきたかったのですが、残念でなりません。

それで、急遽、私が会長職を務めさせていただくことになりました。皆様のご支援・ご協力、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、大阪が誇る住吉大社及び池田屋さんと世界的建築家の安藤忠雄氏の出世作である住吉の長屋を見学させていただきました。

住吉大社は、昨年、34 件もの建物を登録有形文化財にしていただきました。このことにつきましては、これを積極的に推進してこられた大阪府の地村様から後ほどご報告いただけることになっております。

また、本日は、来賓として、大阪府教育庁、ならびに愛知県及び三重県の登録有形文化財の所有者の会から多数の方々に来ていただいております。厚くお礼申し上げます。

本会は設立以来 13 年、この間大阪府の登録有形文化財の数は 324 件から 687 件と 2.1 倍になりました。全国では 4997 件から 11690 件と 2.3 倍に増加しております。

一方、所有者の高齢化に加え、建物の老朽化などの課題も見えてきております。これからも日本の文化をまもり育てていけるよう、ご支援・ご協力をお願い申し上げて、会長挨拶を終わらせていただきます。有難うございました。

通常総会 議事

議案1~7について慎重に審議し、下記の通りに決議した。

議案1号 平成29年度 事業経過報告

1. 総会及び運営委員会の開催

(1) 第13回総会 H29年6月4日 箕面市河鹿荘

第1部 視察会（参加者 31名）

・中井家住宅、澤村家住宅（現在は3代目 長岡壽男・宣子夫妻在住）、高橋家住宅（洋館）、

第2部 通常総会（参加者 30名）

（来賓）大阪府 教育庁 文化財保護課

課長補佐 地村邦夫氏

京都府国登録有形文化財所有者の会

副会長 橋本眞次氏

箕面市 教育委員会（メッセージ）

教育長 藤迫 稔氏

議案1~3号 事業経過報告、決算報告、監査報告

議案4~5号 平成29年度 事業計画、予算
第3部 懇親会 河鹿荘（参加者 27名）

（2）運営委員会（11回開催）

4/21、5/19、6/16、7/20、8/10、10/3、11/15、
12/20、1/17、2/21、3/22、

2. 大阪府建築士会主催 H29年度文化庁補助事業

(1) 大阪府登録有形文化財ポータルサイト作成
スマホ等で大阪府の登録有形文化財の検索ができるようにした。 事業費(750万円)

(2) 地域の情報発信事業

富田林寺内町建築MAPを作成した。(90万円)

(3) 大阪府ヘリテージマネージャー育成事業

（受講者 23名）

育成講座が9回開催され、当会からも講師および受講生として参加した。 (160万円)

(4) 登録文化財の活用を通じて保存を学ぶ

（寺西家、藤井家、少彦名住宅、中之島図書館）

毎回異なる国登録有形文化財の会場で「まち

あるき」と「ワークショップ」を行う体験型講座を行った。 (30万円)

(5) 登録文化財の一斉公開事業

奥野家住宅、旧羽室家住宅、中井家住宅で、公開事業を行った。(30万円)

(6) 大阪府登録文化財の保存と活用等の実態調査

大阪府の登録文化財の所有者に対し、ヒヤリング調査や講演会を行い、ヒヤリング調査報告書を作成した。 (100万円)

3. 文化団体等との交流・支援

・愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会（略称：愛知登文会）が全国組織結成に向けて、連絡会議を実施した。

・京都府国登録有形文化財所有者の会の総会に参加し、交流を図った。

・愛知登文会の総会に参加し、同時に開催された研究会での交流を行った。

・みえ登録有形文化財建造物友の会（略称：さんとうぶん）の設立総会に参加し、交流した。

・全国国登録有形文化財所有者の会連絡会の会議に出席し、文化庁への要望書を作成し、同庁に提出した。なお、本会の会長は東京都が担当するが、会の規約案作成ならびに副会長は大阪登文会が担当することとなった。

・「和歌山県登録有形文化財所有者の会」の研修会に参加し、講師をつとめ交流をした。

・全国近代化遺産活用連絡協議会の総会に参加し、各自治体・文化庁と交流を行った。

4. 小冊子「大阪府の登録文化財（2012年版）」

・小冊子「大阪府の登録文化財（2012年版）」の頒布を行った。

5. 会報の発行

・会報「大阪登文会だより第 12 号」を発行しました。

6. ホームページの充実と更新

議案 2 号 平成 29 年度 決算 (別紙)

議案 3 号 平成 29 年度決算監査報告 (別紙)

議案 4 号 平成 30 年度 役員改選

会長：別所一寺西、副会長：岡本→岩根、

副会長：寺田→南川 会計：南川→昇

事務局長：寺西→青山、

議案 5 号

A 平成 30 年度 事業計画 重点課題

1. 大阪府建築士会主催の文化庁補助事業

H30 年度補助予算申請額 (1230 万円)

- (1) 大阪府登録有形文化財ポータルサイト作成
スマホ等での登録有形文化財関係の検索を可能にするとともに、英語版も作成する
- (2) 地域の情報発信事業 (MAP 作成等)
- (3) 大阪府ヘリテージマネージャー育成事業
- (4) 「登録文化財の活用を通じて保存を学ぶ」
- (5) 登録有形文化財の説明書の作成

大阪府の登録有形文化財 50 個所を選定

- (6) 「文楽のすすめ」

2. 所有者の会 全国組織設立のための事業

- (1) 全国国登録有形文化財所有者の会連絡会

(略称：全国登文会連絡会) の設立
(H28.11.13)

- (2) 他都府県の登録有形文化財所有者の団体と
大阪登文会との交流

- ①京都府国登録文化財所有者の会
(H19.4.22 設立)
- ②秋田県登録文化財所有者の会
(H21.12.6 設立)

③愛知登文会 (H23.6.26 設立)

④群馬県登録文化財協会 (H23.12.3 設立)

⑤東京都登録有形文化財建造物所有者の会
(H23.12 設立)

⑥和歌山県登録有形文化財所有者の会
(H25.3.23 設立)

⑦さんとうぶん (H29.11.23 設立)

⑧神奈川県登文会 (H30.4.8 設立)

⑨福岡県所有者の会 (準備中)

B 平成 30 年度 事業計画 通常課題

1. 総会及び運営委員会の開催

年間の事業計画や事業報告を行うために、総会を年 1 回開催する。

2. 文化財に係わる講演会、フォーラム、シンポジウムの開催—登録文化財への市民の关心を高め、知識の普及に努めるとともに交流を図る

- (1) 登録文化財の活用や相続に関すること等についての講演会等の開催 (それぞれの登録文化財での行事との協力・支援)
- (2) 「大阪府の登録文化財 2012 年版」の頒布

3. 会員の所有する登録文化財に係わる情報交換や活動の支援

- (1) 登録文化財で開催されるイベント等の登文会ホームページへの掲載
- (2) フェースブックの活用

4. 会報の発行の実施

5. 会員相互および文化財所有者等との交流会や親睦会の実施

議案 6 号 平成 30 年度 予算 (別紙)

議案 2号(H29年度決算)、議案 3号(監査報告)及び議案 7号(平成30年度予算) 別紙

収入

(単位:円)

項目	内容	H29年度 予算	H29年度 決算	備考	H30年度 予算	内容
A 前期繰越金		777,486	777,486		798,585	
会費	2000円*180口	360,000	264,000		300,000	2000円*150口
懇親会	6000円*30人	180,000	150,000		150,000	6000円*25人
視察会	500円*20人、資料代	10,000	0		10,000	500円*20人、資料代
講演会	500円*20人、資料代	10,000	0		10,000	500円*20人、資料代
事業費	冊子100冊@400円	40,000	27,200		12,000	冊子30冊@400円
雑収入		100	2	金利	10	
B 当期収入		600,100	441,202		482,010	
C 収入合計	A+B	1,377,586	1,218,688		1,280,595	

支出

項目	内容	H29年度 予算	H29年度 決算	備考	H30年度 予算	内容
総会開催費	賃料、お茶代等	20,000	30,000	謝礼	30,000	賃料、お茶代等
懇親会	総会懇親会30人	180,000	162,000	総会懇親会(27人)	150,000	総会懇親会25人
視察会		50,000	0		50,000	
講演会		50,000	0		50,000	
事業費		200,000	0		200,000	
関係団体経費		100,000	23,284	他団体会費等	50,000	
HP関係費	ホームページ	20,000	44,156	HP、Web	50,000	HP、Web
印刷・通信費		70,000	63,573	年報印刷No12	60,000	年報印刷No13
事務費		40,000	18,250	発送作業、手数料	40,000	
雑支出	(旅費)	10,000	46,440	雑支出	10,000	
旅費				旅費	100,000	
予備費	(慶弔費)	10,000	32400	予備費	10,000	
D 当期支出		750,000	420,103		800,000	
E 当期収支	C-E	-149,900	21,099		-317,990	
F 次期繰越金	A+F	627,586	798,585		480,595	
G 支出合計	D+F	1,377,586	1,218,688		1,280,595	

議案3号 平成29年度 決算監査報告

平成27年度の「大阪府登録文化財所有者の会」の収支決算について、関係書類を審査した結果、収入、支出とも適正かつ正確に処理されていることを認めます。

監査 小谷 寛

神谷 悠実

住吉大社における文化財について

大阪府教育庁文化財保護課 地村邦夫

はじめに

平成 8 年(1996)の文化財保護法改正によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を文化財登録原簿に登録する、いわゆる「文化財登録制度」が創設された。以来 20 年余りを経て、全国の登録件数は約 12000 件に達しているが、これはいかにも多くの歴史的建造物が全国に残っていたかを示すものであると同時に、既存の指定制度を補う登録制度の有効性を示しているものと筆者は考える。

今回、住吉大社のご協力を得て、皆さんといっしょに多くの文化財建造物を実見することができた。限られたスペースではあるが改めて境内や建造物の説明をおこないたい。

1 境内の構成



摂津名所図会

まず江戸時代後期に出版された『摂津名所図会』に描かれた住吉大社の境内図を見ていただきたい。本日、住吉大社境内のご案内をいただいたが、その記憶と照らし合わせて、大きく違う部分があるのだが、おわかりだろうか。それはこの境内図の左上、方角でいうと北側にお寺が描かれているということである。

江戸時代まで、お寺と神社が同じ境内にあることは珍しくなかった。一般にお寺の鎮守のために建てられたお社を「鎮守社」、神社に附属して設置されたお寺を「神宮寺」と呼ぶ。住吉大社にも、この図に描かれているように神宮寺があつたのである。多宝塔が 2 棟並び建ち、広大な住吉大社に相応しい威容である。

中央には本殿 4 棟が建つ広大な空間である「本宮域」がある。

一方、本宮域の右側（南側）にも多くの建物が描かれているのがわかる。ここは神官が参籠・潔斎する神館とその関連建物が建つ「神館城」であった。つまり住吉大社境内の中心部分は、本宮域と神館城、神宮寺によって構成されていたということである。

その後、明治時代初期に神仏分離令が出されて神宮寺は廃絶した。神館城も近代に上質な式典空間として再構成されていく。その結果、現在の境内が形成されたのだが、歴史的な空間の名残は随所に残っている。



住吉大社境内

2 住吉大社境内の指定文化財

(1) 本社本殿

よく知られていることだが、住吉大社本殿4棟は「住吉造」の本殿であり、国宝に指定されている。住吉造とは、①規模は桁行4間、梁間2間、②妻入、③屋根は檜皮葺で、反りなし、④回り縁なし、⑤正面中央の柱を抜いて扉を設置、⑥内部は二室、という特徴を持ち、古代の神社建築様式を伝えるものとされている。また住吉大社では、第一～三本殿までが一列に並び、第四本殿が第三本殿の横に並ぶL字形の本殿配置をとる。この本殿配置も他に例をみないものである。



第二本殿（背面）

本殿の文化財指定の歴史を振り返ると、明治35年（1902）「古社寺保存法」により特別保護建造物に指定されたのが始まりである。本殿は文化7年（1810）に再建されたものであるから、再建後100年足らずで指定されることになる。その後、昭和4年（1929）には「国宝保存法」によって国宝に指定、昭和25年（1950）に「文化財保護法」が制定されると、重要文化財に指定され、昭和28年（1953）には同法により改めて国宝に指定された。

（2）その他の指定文化財

このほかの指定文化財としては、幣殿及び渡殿四棟、南門、東楽所、西楽所、石舞台、南高藏、北高藏、招魂社本殿、摶社大海神社本殿、摶社大海神社幣殿及び渡殿、摶社大海神社西門が重要文化財に指定されている。

このうち、最も早く指定されたのは摶社大海神社本殿であり、昭和39年（1964）に重要文化財に

指定されている。本社本殿と同じ住吉造であり、宝永5年（1708）と、本社本殿より100年古い。

次いで昭和49年（1974）に南門、東楽所、西楽所、石舞台が重要文化財に指定された。慶長12年（1607）に建てられた桃山建築である。

そして平成22年（2010）に幣殿及び渡殿4棟、南高藏、北高藏、摶社大海神社幣殿及び渡殿、摶社大海神社西門、末社招魂社本殿（旧護摩堂）が指定された。このうち南高藏、北高藏、末社招魂社本殿（旧護摩堂）は平成11年（1999）に大阪府文化財保護条例により大阪府指定文化財として指定されていたものである。南高藏、北高藏は、先に重要文化財の指定を受けた南門と同じ慶長12年（1607）の桃山建築である。また末社招魂社本殿は江戸時代初期にあたる元和5年（1619）の建築であり、明治時代初期に失われた神宮寺の遺構である。幣殿及び渡殿4棟と摶社大海神社幣殿及び渡殿、摶社大海神社西門については、未指定・未登録から重要文化財となった。

このほか、大阪市文化財保護条例により、平成13年（2001）に境内が大阪市指定史跡として指定を受けている。

3 住吉大社境内の登録有形文化財

住吉大社境内には、国宝、重要文化財に指定されている建造物のほかにも、多くの摶末社や附属建物がある。このうち、本殿南側に建つ神館が平成18年（2006）に登録有形文化財となっていたが、他の建造物は未指定・未登録であった。

幸いにも住吉大社では、それら未指定・未登録の建造物についても丁寧な保存管理を果たされており、境内にある歴史的建造物については、平成16年（2004）に調査委員会を発足して調査を実施され、その概要を把握されていた（調査結果は、平成21年度に刊行された『住吉大社歴史的建造物調査報告書』として結実している）。この調査の成果はいくつもあるが、そのひとつとして未指定建造物についても調査の端緒が開かれ、江戸時代に遡る古い建造物や、近代以降の建造物であっても

住吉大社の歴史の中で重要な建造物が少なくないことが明らかにされたことが挙げられる。またここで極めて重要な点は、住吉大社では未指定・未登録建造物のうち文化財的な価値が明らかにできるものについては登録文化財制度を活用して保存の措置を図るべく、追加調査を実施されたことである。

その結果、境内の建造物及び工作物計 35 件の登録が実現した。以下にその 35 件を種類別に整理し、その概要を述べる。

（1）摂末社本殿及び拝殿 12 棟

摂社志賀神社本殿、摂社若宮八幡宮本殿、摂社船玉神社本殿、末社侍者社本殿、末社侍者社拝所・神饌所、末社楠垣社本殿、末社楠垣社拝殿、末社龍社本殿、末社立聞社本殿、末社貴船社本殿、末社后土社本殿、末社五社本殿



摂社船玉神社本殿



末社龍社本殿

ここでは摂社若宮八幡宮本殿、摂社船玉神社本殿、末社龍社本殿、末社立聞社本殿、末社貴船社本殿、末社后土社本殿の 6 棟に注目したい。いずれも江戸時代後期～明治にかけて建てられた一間社切妻造の社殿であるが、①規模は桁行 1 間、梁間 1 間、②妻入、③回り縁がない、④内部は 2 室という特徴を共有しており、全体として「住吉造」に近似していると言える。ただ摂社 2 社と末社 4 社を比較すると、①摂社本殿の屋根は反りを持たないが、末社本殿の屋根はいずれも反りを有する、②摂社本殿は内部 2 室のうち、奥室（内陣）、前室とも正面に扉を備えるが、末社本殿は前室正面に扉を備えず解放している、という違いがある。摂末社建築の規範を考える上で興味深い。

（2）社殿以外の建造物 8 棟

斎館、南絵馬殿、北絵馬殿、五月殿、神馬舎、南手水舍、御文庫



御文庫

上述のとおり、住吉大社では平成 18 年（2006）に神館が登録有形文化財となっていた。本来神館とは神官が参籠・潔斎するための施設であるが、現在の神館は大正天皇の即位記念として、江戸時代以来の神館を建て替えたものである。ただし、建て替えられた神館は、隣地に移築して残された。これが現在の斎館である。つまり、斎館は、江戸時代の神館城の姿を残す遺構であり、極めて重要である。南絵馬殿、北絵馬殿、五月殿は昭和前期

に再建された大規模な吹き放しの建物である。神馬舎は昭和 6 年（1931）に再建されたもので、馬屋と馬丁部屋を備える。南手水舎は江戸時代末期に建てられた、境内では最古の手水舎である。御文庫は土蔵造、二階建の建物である。享保 8 年（1727）に大坂、京都、江戸の出版関係者 20 名による発願で建築され、享保 12 年頃に完成したという。以来多くの貴重な図書が納められており、大阪最古の図書館とも呼ばれている。

（3）門 8 棟

幸寿門、幸福門、南瑞籬門、北瑞籬門、南中門、神館西門、摂社大海神社南小門、摂社大海神社北小門

住吉大社の境内には多くの門がある。このうち文化財指定を受けていた門は、重要文化財南門と同摂社大海神社西門の 2 棟だけであった。今回、8 棟の門が登録有形文化財となつたが、いずれも江戸時代に建てられたものである。特に本宮城の正面に建つ幸寿門は、次に延べる角鳥居とともに参拝者には馴染みの深い建造物であろう。



角鳥居

（4）鳥居 7 棟

西大鳥居、南大鳥居、北大鳥居、角鳥居、摂社若宮八幡宮鳥居、南脇參道角鳥居、北脇參道角鳥居

住吉大社の主要な鳥居の多くが登録有形文化財とされた。このうち、境内の西側参道に建つ西大鳥居ならびに南北の大鳥居は特に大規模なものであるが、江戸時代前期の鳥居として登録された。また角鳥居、摂社若宮八幡宮鳥居、南脇參道角鳥居、北脇參道角鳥居は、住吉大社に特徴的な方柱の鳥居である。

おわりに

以上、住吉大社について、境内、指定文化財、そして今回新たに 35 件が登録された登録有形文化財を中心概略を説明した。住吉大社には、すでに指定、登録された多くの文化財建造物があつたが、国指定文化財（国宝、重要文化財）、府指定文化財（重要文化財に追加指定されたため現状はないが）、市指定史跡、国登録有形文化財という制度を併用し、境内全域の歴史的環境の保全を進めようとした組みを進められたものである。登録実現に向けた建造物調査の実施や行政との連携については、今日参加された所有者や関係者の皆さんにとっても大変有益であったものと思われるし、これから登録を考えておられる所有者にも参考になるものと考える。

III 2018年大阪災害（大阪府北部地震・台風21号等）アンケート調査の概要

2018年大阪は、地震と台風という異なった自然災害に襲われた年であった。これまで、大阪は、長期にわたり、地震や台風から免れてきていただけに、その衝撃は大きかつた。このことは、登録有形文化財にも大きな被害をもたらした。その被害の状況を把握するために台風被害の約半年後の2019年3月にアンケート調査を行った。その結果について概要を報告する。



鬼瓦や棟瓦の被害

1. 自然災害の概要

(1) 大阪府北部地震

2018年6月18日7時58分ごろ大阪府北部を震源とした地震で、地震の規模はマグニチュード6.1、最大震度6弱が大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で観測された。

(2) 台風21号

台風21号は2018年9月4日、「非常に強い勢力」で徳島県南部に上陸し、第2室戸台風と同じような経路を辿って近畿地方を通過し、日本海に抜けた。近畿地方を中心に最大瞬間風速50m/sを超える猛烈な風が観測された。

2. アンケート調査の方法

(1) 調査対象者と回答方法

大阪の登録有形文化財（建造物）の所有者に対し、アンケート用紙を送付し、その回答をFAX、メール、郵便によりお送りいただいた。

アンケート用紙は、207

箇所の所有者に送付し、83
箇所の所有者から回答を得た（回答率40%）。

(2) 調査内容項目

調査内容としては、

第1、大阪府北部地震の被害（地震被害）

第2、台風21号による被害（台風被害）

第3、その他の災害についてそれぞれ被害状況やその対策状況、費用負担の内容や自治体との連携状況などを聞いている。

表1 2018年大阪府の地震・台風被害状況 *1

項目	箇所数	比率
災害被害がなかった箇所数(B)	14	17%
災害被害があった箇所数(C)	69	83%
① 地震による被害	28	34%
② 台風による被害	59	71%
③ その他の被害 *2	9	11%
④ 地震及び台風による重複被害	21	25%
⑤ 地震及びその他による重複被害	5	6%
⑥ 台風及びその他による重複被害	10	12%
⑦ 地震、台風、その他による3重複被害	5	6%
⑧ 地震、台風、その他による3重複被害	5	6%

*1 比率は、アンケートへの回答箇所数83に対する割合

*2 その他とは大阪府北部地震、台風21号以外の災害

3. アンケート調査結果について

(1) 災害の種類別被害の状況（表1参照）

地震被害があったのは34%、台風被害があったのは71%。その他被害は、11%であった。その中で台風被害がいかに多かったかがわかる。

なお、地震被害と台風被害の重複被害が25%、台風被害とその他被害が5%、さらに地震被害、台風被害、その他被害の3重複被害の個所も6%あった。

一方、いずれの被害もなかった箇所は、17%にとどまっている。

(2) 地域別被害状況

<地震被害>

被害状況を表2に示す。大阪北部で起きた地震なので、震源地である三島地域をはじめ北河内でも回答者の100%が被害を受けている。また、大阪市でも43%の回答者が被害を受けており、これは、大阪市北区でも震度6弱が観測されていることに対応しているといえよう。豊能地域の被害が少ないのは興味あるデータであるが、これについて詳細な議論をするのであれば、現況の5倍程度の回答者数が必要であると思われる。

対象地域	計	地震被害		台風被害		対象地域の対象市町村
		箇所数	被害率	箇所数	被害率	
大阪市	37	16	43%	21	57%	
豊能地域	3	1	33%	1	33%	能勢町・豊能町・池田市・箕面市・豊中市
三島地域	5	5	100%	5	100%	茨木市・高槻市・島本町・吹田市・摂津市
北河内地域	2	2	100%	2	100%	枚方市・交野市・寝屋川市・守口市・門真市・四条畷市・大東市
中河内地域	6	3	50%	4	67%	東大阪市・八尾市・柏原市・
南河内地域	7	0	0%	6	86%	松原市・羽曳野市・藤井寺市・太子町・河南町千早赤坂村・富田林市・大阪狭山市・河内長野市
堺市	9	0	0%	7	78%	
泉北地域	4	1	25%	4	100%	和泉市・高石市・泉大津市・忠岡町
泉南地域	10	0	0%	9	90%	岸和田市・貝塚市・熊取町・泉佐野市・田尻町泉南市

*1 アンケートへの回答箇所数:83 地震被害箇所数:28(34%)
台風被害箇所数:59(71%)

<台風被害>

台風 21 号は、大阪府の西側を通過している。台風の東側は、台風の進行方向の風向きと台風の渦の方向が重なるため特に風が強くなるといわれており、大阪府が地域的に大きな被害を受けたのは、このためと思われる。

(3) 被害の内容について

被害状況は、屋根、壁、柱、梁、塀、門、樹木、ガラス、停電、断ガス、断水、電話、灯籠、その他(大阪府北部地震・台風 21 号以外の災害)の項目について回答を求めた。

<地震被害>

地震被害の状況を表 3 にまとめて示す。被害を受けた建物の部分としては、壁が 57% と一番多く、次に屋根が 39% であった。他に、灯籠や電気・ガスの供給などにも 20% 程度の被害が出ている。また、柱や梁などの構造体の被害とともに、ガラスや塀などの被害も報告されている。これら以外に被害として報告されているのは、煙突、棟飾り、手水舎、雨水溝底面の剥離、土台等であり、エレベータが 1 ヶ月間停止したという記載もあった。

地震被害を受けた部分に対する修理の結果について聞いたところ、地震から 9 ヶ月が経過した調査時点であったが、柱や梁の構造体の修復率は低く、手間のかかる構造体の被害修復は後回しにされていることが分かる。一方、樹木被害の全て、それに塀、ガラス、屋根の被害は 7 割程度が修復されていた。

表3 大阪府北部地震による被害とその修復
被害あり28 被害なし55 調査合計 83(単位:箇所)

屋根	壁	柱	梁	塀	門	樹木	ガラス	停電	ガス	断水	電話	灯籠	他
11	16	4	4	4	2	2	4	5	5	0	0	5	7
39%	57%	14%	14%	14%	7%	7%	14%	18%	18%	0%	0%	18%	25%
8	3	1	2	3	1	2	3	5	5	0	0	1	1
73%	19%	25%	50%	75%	50%	100%	75%	100%	100%	0	0	20%	14%

他に①煙突2箇所、②EV停止(約1か月)、③土台、④棟飾り、⑤手水舎、⑥雨水溝の底面剥離が報告されている。

<台風被害>

台風被害の特徴は、建物被害のうち屋根の被害が 8 割と圧倒的に多いことである。それに統いて壁が約 4 割、樹木が 3 割となり、当然のことながら、風の通り道に存在するものに被害が集中している。特に、登録有形文化財の家屋には、瓦屋根の建物が多く、風で飛ばされたり、他所の屋根から飛んできた瓦によって被害を受けたりすることが多いといえよう。また、電柱の倒壊等による停電や電話不通などの被害も生じている。

台風被害に対する修理については、必要性があり、且つ、工事が比較的簡単なガラスや塀の修理、樹木(植木)の倒木整理などが行われている。屋根の修理・修復については、雨漏りの危惧もあるが、費用や瓦職人の不足の問題が重なり、台風通過から 6 ヶ月経った時点でも約半数しか修理されていなかった。

表4 大阪府台風21号による被害とその修復
被害あり59 被害なし24 調査合計 83(単位:箇所)

屋根	壁	柱	梁	塀	門	樹木	ガラス	停電	断ガス	断水	電話	灯籠	その他
46	25	1	0	10	5	17	12	7	7	0	3	2	5
78%	42%	2%	0%	17%	8%	29%	20%	12%	12%	0%	5%	3%	8%
25	13	0	0	6	2	10	10	7	7	0	0	1	1
54%	52%	0%	0%	60%	40%	59%	83%	100%	100%	0	0	50%	20%

(4) 災害の修理費の負担

登録有形文化財の所有者にとって、文化財の日常的な維持管理と補修をするだけでも大きな負担になっているのに、その上に災害で生じた損害の修理・修復をしなければならないとなると、「もう、持ちこたえられない」ということで登録有形文化財を手放さなくては、ならないという声が出てもおかしくはない。

そこで、このような問題に対処するための参考資料の一つになると見て、今回の地震と台風の被害修理費用をどのようにして調査したかを聞いてみた。

その結果、自己資金だけで修理した人が、地震被害では6割強、台風被害では5割であった。一方、保険のみで修理した人は、地震災害、台風災害とともに1割程度、また、自己資金と保険の両方で修理した人は3~4割であった。地震・台風など災害時の保険活用は所有者も努力すべきことの一つではあるが、大きな自然災害による文化財損壊の修理・修復費への公費の投入は今後考慮されてしかるべき問題の一つと考えるが如何なものであろうか。

表5 災害修理費の負担

項目	地震被害		台風被害		割合
	箇所数	割合	箇所数	割合	
A 修理済箇所数	25	—	57	—	
B 自己資金のみ	16	64%	29	51%	B/A
C 保険利用のみ	1	4%	6	11%	C/A
D 自己資金と保険金	8	32%	22	39%	D/A

(5) 災害被害者と自治体の関係

① 被災者から自治体への報告

災害が起った場合、災害の被害状況や被害額などが、ニュースなどで流れことが多い。災害発生時に、登録文化財の所有者が、所有文化財の被害状況等について自治体に報告したのかどうか、また、その連絡方法は電話、メール、文書など、どのような方法であったのかを聞いた。

その結果、地震災害で被害にあった人の54%が電話、文書、メールをしたり、また自治体に行ったりして、報告していることが分かった。台風被害の場合は、47%の人が、何らかの報告をしている。(表6参照)

② 自治体から被害を受けた所有者の報告への応答

災害による被害状況を自治体に報告したときに、それに対する自治体から被災者への応答があつたかどうかを所有者に聞いたところ、地震の場合も、台風の場合も、ほぼ 100%人が、応答の問い合わせがあつたと応えている。
(表 6 参照 43%が、台風の場合は 47%)

③ 自治体との連携

災害が起つた場合

の所有者と自治体の連携は大切である。上に記したように、被災した所有者の約半数が自治体に何らかの報告を行つており、これらの全てに対して自治体は適切に応えていると思われる。災害は、突如としてやってきて、大きな被害をもたらす。日頃、登録文化財の維持管理に苦労している所有者にとっては、災害による被害は大打撃である。災害は、いつくるかはわからないが、いつか来ることは、間違いない。その時のために所有者と自治体が知恵を出し合つて工夫・努力を続けていく必要があるといえる。

(6) 回答者からの自由意見

- 自由意見として、次のような貴重な意見が寄せられていることを、参考までに付け加えておく。
- ・勉強不足で質問するのも恥ずかしいですが、自然災害を被つた国の登録文化財に対しての国対応現況を理解していません。被害状況での補助などがあるのでしょうか。
 - ・文化財保険の導入・安価な集団加入を考えては?
 - ・来年築後 100 周年を迎える。重要文化財としての指定を要望したい。
 - ・地震、台風による被害に加えて、隣地に高層マンションが建設されるに際して旧ビルの解体に伴う振動が重なり、経営が困難となり今年 1 月 6 日をもって長期休業を余儀なくさせられました。再開のめどは立っておりません。
 - ・自然災害に対して登録文化財に災害補償の適用ができるようにしてほしい。
 - ・文化財建築保全に対する助成金割合等の増額を希望する
 - ・修理の補助金の問い合わせをしたが、きちんとした回答がなく、当方で手当てをした。
 - ・地震、台風による他の被害者対応で、人口手当難、材料入手難で施工の時期に目途立たず、復旧は 3か月強後の 1 月 2 月となつた。
 - ・このような基本的アンケートは、もっと速やかに実施して関係先に持ち込んだ方が説得力があ

表6 災害被害者と自治体との関係					
項目	地震被害		台風被害		割合 算出
	箇所数	割合	箇所数	割合	
所有者から自治体への報告					
A 電話で報告	4	14%	12	20%	A/F
B 文書・メールで報告	6	21%	9	15%	B/F
C その他の方法で報告	5	18%	7	11%	C/F
D 計	15	54%	28	47%	D/F
E 報告しなかった	13	46%	33	56%	E/F
F 合計	28	100%	59	103%	注
自治体から所有者への問い合わせ					
A あった	12	43%	28	47%	A/D
B なかつた	16	57%	29	49%	B/D
C無回答	0	0%	2	3%	C/D
D 合計	28	100%	59	100%	
注: 災害被害者で自治体に電話、メール、文書と複数の方法で報告している場合があり、100%を超えている。					

ると思います。

・古い建物の為、足場を組んで一部かわら、板、樋、漆喰などの交換を行っただけでも 500 万以上かかりました。まだまだ復旧したいところがありますが、今の収入では現状維持が限界です。保険も高額でいつまでかけ続けられるか？

(1)業者に修理見積りをしてもらいましたが、忙しくて修理日程が決められていません。

(2)補助金制度があれば、紹介をお願いします。

・修繕方法の何を報告するべきか、所有している私がわからず、教育委員会より材料や工法を教えてくださいと言われても、どこまでかわからないので、報告フォーマットか、報告の目的が欲しい。今回保険で修理した時は写真を撮ったが、保険がなければ撮り忘れる。修繕でも、工法どまりか、アンティークに見える修理をした後を感じさせない染色、ペンキまでか、工事業者によつて判断が異なった。

・文化財外での破損があった。

・雨漏り、地震対策（耐震強化）、設備改修等建物維持に関連する費用が多額となり、積極的な補助金活用ができるることを希望致します。

・天井がかなり傷んできていますが、修理をした場合、自社の負担になるのか、又、有形文化財であるため、何らかの書類が必要であり、承認を要するのか、如何でしょうか？

・防火、消火栓等設備等のマニュアル等の情報が欲しい。

以上

平成30年度大阪府ヘリテージマネージャー育成講座内容

公益社団法人大阪府建築士会

回数	日程	開始時間	単位数	内容(予定)	会場(予定)	講師
1	8月25日(土)	13:00	4	オリエンテーション	大阪府建築士会	阪田晴宏 (公社)大阪府建築士会 理事 ヘリテージ委員会 委員長 大阪府ヘリテージマネージャー
		13:30		歴史的文化遺産の活用と保存の推進		小沼景子 文化庁文化財部参事官(建造物担当) 付 登録部門文化財調査官
		14:45		大阪府内の文化財		神谷悠実 大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画グループ 副主査
		16:15※～17:30		登録文化財とヘリテージマネジメント		畠田耕一 大阪大学 名誉教授 大阪府登録文化財所有者の会 名誉会長
2	9月8日(土)	13:00	4	日本建築史概論	四天王寺	櫻井敏雄 和歌山県文化財センター 理事長
		16:00		四天王寺見学		
3	9月22日(土)	10:00※	4	民家の取り扱い構造	日本民家集落博物館	中川 等 大阪産業大学 准教授
		13:00～15:00		日本民家集落博物館見学 (講座終了後、自由見学)		
4	10月6日(土)	10:00※	2	改修・再生のプロセスと考え方 —保存活用のマネジメント—	阿倍王子神社 参集殿	藤岡龍介 藤岡建築研究室 主宰
		13:00～17:00		演習: 民家の実測調査と保存・活用提案		小原公輝 輝建設株式会社 代表取締役 大阪府ヘリテージマネージャー
5	10月20日(土)	13:00	2	長屋の保存と活用 —豊崎長屋を事例として—	吉田家住宅 (豊崎)	小池忠保子 大阪市立大学 准教授
		15:00		文化財の活用と資金計画		樋生幸之介 きりう不動産信託株式会社 代表取締役
6	11月10日(土)	13:00	2	歴史的建造物の耐震補強	大阪府建築士会 (検討中)	座原健一 株式会社 SERB 代表取締役
		15:00		歴史的建造物の耐震補強の 実例について		
7	12月1日(土)	10:00※	2	大阪の都市史と街並み	絹業会館	岡綾理子 関西大学 教授
		13:00～17:00		船場の近代建築について		笠原一人 京都工芸繊維大学 助教
				船場の近代建築見学		
8	12月15日(土)	13:00	2	建築基準法の変遷と 現行法から見た文化財修理の課題	大阪府建築士会	横内伸幸 大手前建築基準法事務所株式会社 代表取締役
		15:00		文化財と防災		兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 研究科長 教員
9	1月19日(土)	13:00	2	総括および発表: 民家の実測調査と保存・活用提案	大阪府立 中之島 図書館 本館	室崎益輝 大阪府ヘリテージマネージャー 協議会
		15:00		歴史的建造物の維持管理と活用等		
				育成講座総括		阪田晴宏 (公社)大阪府建築士会 理事 ヘリテージ委員会 委員長 大阪府ヘリテージマネージャー



平成30年度文化遺産
総合活用講座事業

参加費
1,600円/回
各回定員24名
全6回・半通算課題可

BUN

KATSU

はじめよう、文化財の活用

文化財の活用を通じて保存を考える

本講座は毎回異なる国登録有形文化財を会場とした「まち歩き」や「ワークショップ」といった体験型の講座です。また其々の文化財所有者からは文化財の保存及び活用の取組事例や課題などを伺います。受講生の皆様には体験を通じての疑問や意見を所有者や講師との質疑応答で解決しながら活用を通じた文化財の保存活動ができる力を磨いていただきます。

※各回、開始日時や集合場所等が異なりますので詳細は裏面をご参照下さい。受付は開始30分前より。



BUN・KATSU

第1回

2018年 11月 24日(土) 13:30~16:30

国登録有形文化財

竣工

昭和

10年

寺田家住宅

集合場所 手打ち蕎麦 太郎館

まち歩き(予定)

【ワークショップ】拓本制作 講師:南川孝司

凹凸のある象徴物に紙をのせ、墨でその文字や柄を写し取る「拓本」の技術を体験していただきます。



第2回

2018年 12月 4日(火) 13:30~16:30

国登録有形文化財

竣工

大正

10年

寺西家住宅

集合場所 現地

まち歩き(予定)

【ワークショップ】ハーバリウム 講師:ABCクラフト派道

ハーバリウムとは「植物標本」という意味で、瓶に入れたオイルにドライフラワーやビーズなどを入れ楽しみます。



第3回

2018年 12月 6日(木) 18:30~20:30

国登録有形文化財

竣工

大正

10年

青山ビル

集合場所 現地

建物見学

【ワークショップ】書画篆刻 講師:尾原栄香(日本篆刻家協会評議員)

来年のカレンダーに夢や好きな文字を毛筆で書き、篆刻を押して仕上げます。
又、ガラスに描くガラス書体試験も実施します。



第4回

2018年 12月 16日(日) 13:30~16:30

国登録有形文化財

竣工

明治

児山家住宅

集合場所 陶芸田神社

まち歩き(予定)

【ワークショップ】寄せ植えでつくるミニ門松 講師:辻 邦造

和室はもちろん洋間に置いても素敵なミニ門松です。端元で切り出した竹を中心とし、柏・桜・梅・南天など寄せ植えをします。



第5回

2019年 1月 13日(日) 13:30~16:30

国登録有形文化財

竣工

大正

奥野家住宅

集合場所 坂急宝塚駅「洞門」東口

まち歩き(予定)

【ワークショップ】能鑑賞 講師:林本 大(能楽師・綱世流シテ方準鑑)

能の不思議、謡の発しさ、舞の巧みさ…能の歴史にも触れ実践も交え楽ししくお話しします。



第6回

2019年 1月 26日(土) 13:30~16:30

国登録有形文化財

竣工

大正

岩根家住宅

集合場所 現地

建物見学

【ワークショップ】甘酒作り 講師:下用由美子(はっこう案内人)

甘酒は「飲む点滴」とも言われています。米糀とお米、水だけで作るノンアルコールの甘酒作りを体験して頂きます。



VI 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業について

表記の「美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業」(略称:美装化事業)は重要文化財建造物及び登録有形文化財建造物の外観、内装(公開部分)を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させるために、必要経費の国庫補助を受けて行われるもので、平成 29 年度より実施されています。

補助の対象になるのは、①建築工事経費 ②設計料及び監理料 ③技術指導料 ④事務経費等の経費で、経費の 50% が補助されます。ただし、①登録有形文化財建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び



美装化工事 本瓦屋根補修工事

公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事に限られること、②希望すれば必ず採用されるものではない。③平成 29 年度事業としては、青山ビル、新井家住宅、西條合資会社旧店舗、芝川ビル、山本能楽堂、吉田家住宅、また、平成 30 年度事業としては兒山家住宅土塀、吉村家住宅主屋ほか2件、西條合資会社旧店舗土蔵が行われております。

美装化事業を希望する場合、工事の規模・期間等の条件設定と見積書等の各種書類が必要です。詳細は各地元市町村の文化財保護担当にお尋ねください。また、美装化事業を検討しているが、建築士等の専門家、業者等に心当たりがない場合も含めて、不明な点やご相談等がございましたら、大阪府登録文化財所有者の会までお尋ねください。遠慮はご無用です。

なお、本節を草するに当たり、文化庁の「美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業費国庫補助要項」www.bunka.go.jp/joseishien/hojo/pdf/kenzobutsu_miryokukojo を参考にさせていただいたことを記して謝意に変えさせていただきます。

VII あとがき

昨年、大阪では、大阪府北部地震、台風 21 号と二度の大きな自然災害に見舞われました。登録文化財所有者にとってその修理費は予想外の出費であり、「もうこれ以上登録文化財を維持できない」という声が多く聞かれます。実は、このようなことに対応する保険制度があつて、最近、日本損害保険協会から「台風 21 号での損害保険の支払い額が 1 兆円を超えた」との報道がありました。大阪府では、6 千億円と報じられています。私たちのアンケート調査の結果では、保険金だけで修理が賄われたのは地震災害、台風災害ともに僅か 1 割程度でした。この種の保険は保険料が割高なのが一つの問題なのかもしれません。保険金と自己資金の併用による修理が 3~4 割、その他の人々は自己資金だけで修理しておられ、その被害者に対する割合は、台風被害で約 5 割、地震被害ではさらに増えて 6 割強になっています。今後も自然災害は必ず起るので、登録文化財のような国民的財産被害の修復に対しては公的な援助が必要といえます。

(文責:寺西興一)